

中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱

1 目的

この要綱は、中華人民共和国（本要綱において「中国」という。）向け輸出さけ類について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく漁獲証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 証明対象となるさけ類

我が国の漁船により採捕され、中国に輸出されるさけ類（HSコード、03213000、030214000、030219000、030311000、030312000、030313000、030319000、030541000）をいう（養殖されたものを除く。）。

我が国以外で採捕されたさけ類を中国へ再輸出する場合には、我が国における漁獲証明書の発給は行わないこととする。

3 発給手続

(1) 証明書発行機関による確認

ア 中国向けさけ類の輸出に当たり漁獲証明書の発給を申請する者は、以下の書類を証明書発行機関に提出する。

- ① 漁獲証明申請書（別紙様式1）
- ② 必要事項を記載した漁獲証明書（別紙様式2）
- ③ 輸出の対象となるさけ類の起源が確認できる書類（漁獲をした漁船の船長又は船主による報告書（漁法、漁獲海域、漁船名、漁船登録番号並びに船長又は船主の名称及び署名を記したものとする。）及び操業の実態が確認できる書類（必要に応じ、漁業の免許又は許可の写し等を添付することとする。））。
- ④ ②の記載事項について確認できる書類（生産者から輸出者までの所有権の移転に係る全ての売買に関する書類の写しを添付することとする。）

イ 申請を受けた証明書発行機関は、当該さけ類が漁業法等に基づき適法に漁業を営んでいる者によって採捕されたこと及びア②漁獲証明書の記載事項について確認の上、当該漁獲証明書の証明欄に押印及び署名を行い、申請者に交付する。

4 申請先

水産庁漁政部加工流通課（TEL 03-3501-1961）及び農林水産省ホームページ上で証明書発行機関として公表されている都道府県の水産部局

(参考)

HSコード	品目名	状態
030213000	太平洋さけ	生鮮冷蔵
030214000	太平洋さけ・ドナウさけ	生鮮冷蔵
030219000	その他さけ科のもの	生鮮冷蔵
030311000	べにざけ	冷凍
030312000	その他の太平洋さけ	冷凍
030313000	大西洋さけ	冷凍
030319000	その他さけ科のもの	冷凍
030541000	太平洋さけ・大西洋さけ・ドナウさけ	薫製

(別紙様式1)

中国向け輸出さけ類の漁獲証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の長 殿

申請者
住所
氏名

中華人民共和国向け輸出さけ類の漁獲証明書の取扱要綱に基づき、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

(別紙様式2)

さけ類漁獲証明書(SALMONS CATCH DOCUMENT)

証明番号 Document number	
-------------------------	--

1 漁獲情報 (CATCH INFORMATION)

漁船名 VESSEL NAME	漁船番号 RECORD NO.	旗国 FLAG	漁獲水域 AREA

2 貿易情報 (TRADE INFORMATION)

製品情報 PRODUCT DESCRIPTION	製品純重量 NET WEIGHT (kg)

輸出地、出発地 PT OF EXPORT/ DEPARTURE	仕向地 STATE OF DESTINATION	輸出者 EXPORTER

[GOVT VALIDATION]

NAME OF AUTHORITY, SIGNATORY AND TITLE

SIGNATURE

DATE

(記入例)

漁獲方法等漁獲起源の報告

年 月 日

中国向け輸出さけ類漁獲証明書中の〇〇〇（例：シロザケなど魚種名を記載）は、以下により水揚げされたことを証明いたします。

1. 数量： 100Kg
2. 漁法： 定置網（免許又は許可の番号〇〇）
3. 漁獲海域：太平洋（〇〇沖）
4. 漁獲時期： 年 月 日
5. 漁船名：第一水産丸
6. 漁船登録番号：HK〇-〇〇〇〇

定置網免許又は許可を受けた者または船長または船主の名称、住所

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 水産業（株）

代表 水産 太郎